

裁判官会議（第6回）議事録

平成29年3月1日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、岡部、大谷剛彦、大橋、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上、大谷直人、小池、木澤、菅野、山口各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

1 司法研修所規程の一部を改正する規程の制定について

中村総務局長から、資料第1に基づき、標記の規程の制定について説明があり、原案どおり決定した。

2 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程の制定について

中村総務局長から、資料第2に基づき、標記の規程の制定について説明があり、原案どおり決定した。

3 新裁判官の配置について

中村総務局長から、資料第3に基づき、3月14日付けで最高裁判所判事に任命予定の戸倉裁判官の配置について説明があり、同裁判官を第三小法廷に配属することを決定した。

4 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について

中村総務局長から、資料第4に基づき、標記の答申について報告があった。

5 人事について

堀田人事局長から、資料第5に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の新規任命等（検事からの転官を除く）については、原案どおり決定し、3の裁判官の再任等については、要審議者名簿登載の者を含めた再任候補者について審議された結果、本議事録別紙第1記載の者を同別紙第2の理由で判事に任命されるべき者として指名しないこととしたほか、同別紙第3のとおり決定及び報告がされ、4の判事の転補等、5の判事補の転補等、6の簡易裁判所判事の転補等及び7の裁判官の民間企業長期研修等については、いずれも原案どおり決定した。

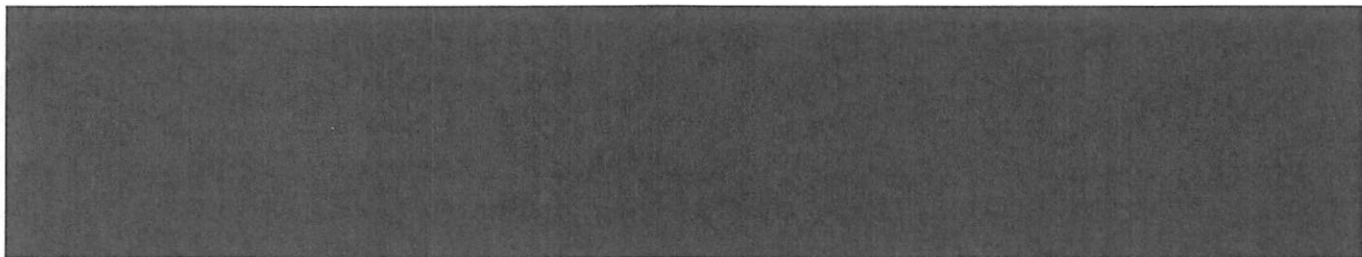
午前11時16分終了

議長

秘書課長

(別紙第 1)

不 再 任 名 簿



(別紙第 2)

不再任の理由



)

)

(別紙第 3)

再 任 名 簿 (1) (29期)

平成29年4月7日限り判事の任期が終了し、4月8日付けで判事に任命される者

現 官 職	氏 名
千葉地判事 (所長)	柴 田 寛 之 判事に任命

再 任 名 簿 (2) (39期)

平成29年4月9日限り判事の任期が終了し、4月10日付けで判事兼簡裁判事に任命される者

現 官 職	氏 名	
東京地判事・東京簡裁判事(最高裁 民事局長・行政局長)	平 田 豊	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事(部総括)・東京簡裁判 事	大 野 勝 則	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事(司掌者)	矢 尾 和 子	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京地家立川支判事(部総括)・立 川簡裁判事	菊 池 則 明	4.1付け東京高判事・東京 簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京家判事(部総括)・東京簡裁判 事	青 木 晋	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京家地立川支判事・立川簡裁判事	合 田 智 子	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京家地立川支判事・立川簡裁判事	山 口 信 恭	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判 事	本 多 知 成	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
横浜地家小田原支判事・小田原簡裁 判事	栗 原 洋 三	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
さいたま地家判事(部総括)・さい たま簡裁判事	大 野 和 明	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
さいたま地家判事(部総括)・さい たま簡裁判事	高 山 光 明	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
さいたま家地川越支判事・川越簡裁 判事	齊 木 利 夫	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
千葉地判事(部総括)・千葉簡裁判 事	金 子 武 志	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命

前橋地家判事（部総括）・前橋簡裁判事	塩田直也	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
甲府家地判事・甲府簡裁判事	猪俣和代	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
大阪高判事・大阪簡裁判事	石川恭司	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
大阪高判事・大阪簡裁判事	高橋文清	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事（部総括）・大阪簡裁判事	橋本一	4.1付け京都地判事（部総括）・京都簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
大阪地家堺支判事（部総括）・堺簡裁判事	橋本眞一	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
京都地判事（部総括）・京都簡裁判事	牧賢二	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
京都家判事（部総括）・京都簡裁判事	松井千鶴子	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
神戸地家姫路支判事（支部長）・姫路簡裁判事（司掌者）	徳岡由美子	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
神戸地家尼崎支判事（部総括）・尼崎簡裁判事	河田充規	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
神戸家判事（部総括）・神戸簡裁判事	牧真千子	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
名古屋地判事（部総括）・名古屋簡裁判事	堀内満	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
名古屋地家一宮支判事（支部長）・一宮簡裁判事（司掌者）	戸田彰子	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
名古屋家判事（部総括）・名古屋簡裁判事	永井尚子	4.1付け大阪高判事・大阪簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命

福岡地家飯塚支判事（支部長）・飯塚簡裁判事（司掌者）

松 尾 嘉 倫

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

仙台地判事（部総括）・仙台簡裁判事

畑 一 郎

4.1付け東京高判事・東京簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

仙台地家古川支判事（支部長）・古川簡裁判事（司掌者）

高 橋 光 雄

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

仙台家地判事・仙台簡裁判事

中 山 直 子

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

福島家判事（所長）・福島簡裁判事

芦 澤 政 治

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

再 任 名 簿 (3) (49期)

平成29年4月9日限り判事の任期が終了し、4月10日付けで判事兼簡裁判事に任命される者

現 官 職	氏 名	
東京地判事・東京簡裁判事(司研教官)	池 田 知 子	兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事(司研教官)	坂 口 裕 俊	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事(司研教官)	品 川 し の ぶ	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事(司研教官)	徳 増 誠 一	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事(司研教官)	横 田 典 子	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事(司研教官)	横 田 昌 紀	兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
東京家判事・東京簡裁判事(総研教官)	神 野 泰 一	兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
東京高判事・東京簡裁判事	大須賀 寛 之	兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事	澤 井 真 一	4.1付け大分地家中津支判 事(支部長)・中津簡裁 判事(司掌者) 兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事	三 上 乃 理 子	4.1付け高松地家丸亀支判 事(支部長)・丸亀簡裁 判事(司掌者) 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事	宮 島 文 邦	4.1付け宮崎地家延岡支判 事(支部長)・延岡簡裁 判事(司掌者) 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命

東京地判事・東京簡裁判事

室 橋 雅 仁

4. 1付け長野地家判事（部
総括）・長野簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

東京地判事・東京簡裁判事

山 崎 克 人

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

東京家判事・東京簡裁判事

日 景 聡

兼簡裁判事同時退官
判事兼簡裁判事に任命

横浜地家川崎支判事・川崎簡裁判事

大須賀 綾 子

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

横浜地家相模原支判事・相模原簡裁
判事

古 谷 慎 吾

4. 1付けさいたま地家判
事・さいたま簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

横浜家地小田原支判事・小田原簡裁
判事

神 野 律 子

4. 1付け横浜地家小田原支
判事・小田原簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

さいたま地家判事・さいたま簡裁判
事

山 口 和 宏

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

さいたま家地判事・さいたま簡裁判
事

本 多 幸 嗣

4. 1付け仙台地家大河原支
判事・大河原簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

千葉地家判事・千葉簡裁判事

田 中 一 隆

4. 1付け松山地家西条支判
事（支部長）・西条簡裁
判事（司掌者）
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

千葉地家一宮支判事・千葉一宮簡裁
判事

篠 原 絵 理

4. 1付け東京高判事・東京
簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

千葉家地判事・千葉簡裁判事

西 野 光 子

4. 1付け東京地判事・東京
簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

千葉家地松戸支判事・松戸簡裁判事	日 野 直 子	4. 1付け大阪高判事・大阪簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
宇都宮地家足利支判事（支部長）・足利簡裁判事（司掌者）	高 橋 彩	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
静岡地家浜松支判事（部総括）・浜松簡裁判事	山 崎 威	4. 1付け新潟地家判事（部総括）・新潟簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
甲府地家判事（部総括）・甲府簡裁判事	丸 山 哲 巳	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
） 長野家地上田支判事・上田簡裁判事	青 木 裕 史	4. 1付け千葉地家判事・千葉簡裁判事 兼簡裁判事同時退官判事兼簡裁判事に任命
新潟地家判事・新潟簡裁判事	齋 藤 巖	4. 1付け横浜地判事・横浜簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
大阪高判事・大阪簡裁判事	新 谷 祐 子	4. 1付け千葉家地判事・千葉簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
） 大阪高判事・大阪簡裁判事	竹 添 明 夫	4. 1付け熊本地家八代支判事（支部長）・八代簡裁判事（司掌者） 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
大阪高判事・大阪簡裁判事	中 尾 彰	兼簡裁判事同時退官判事兼簡裁判事に任命
大阪高判事・大阪簡裁判事	細 野 高 広	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
大阪高判事・大阪簡裁判事	堀 部 亮 一	4. 1付け松江地家判事（部総括）・松江簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命

大阪高判事・大阪簡裁判事	真 鍋 麻 子	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪高判事・大阪簡裁判事	安 永 武 央	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	池 田 聡 介	4. 1付け佐賀地家武雄支判 事（支部長）・武雄簡裁 判事（司掌者） 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	菊 井 一 夫	4. 1付け高松家地判事・高 松簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	末 弘 陽 一	4. 1付け松山地家判事（部 総括）・松山簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	高 島 義 行	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	武 田 正	4. 1付け和歌山地家判事 （部総括）・和歌山簡裁 判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	武 田 瑞 佳	4. 1付け長崎地家判事（部 総括）・長崎簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	田 中 伸 一	4. 1付け津地家判事（部総 括）・津簡裁判事 兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	谷 村 武 則	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	矢 野 直 邦	4. 1付け東京地家立川支判 事・立川簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命

大阪地判事・大阪簡裁判事

渡 部 佳寿子

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

京都地判事・京都簡裁判事

石 村 智

4. 1付け東京地判事・東京
簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

大津家地判事・大津簡裁判事

佐 藤 克 則

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

名古屋高金沢支判事・金沢簡裁判事

鳥 飼 晃 嗣

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

名古屋地判事・名古屋簡裁判事

安 田 大二郎

4. 1付け大阪高判事・大阪
簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

名古屋家判事・名古屋簡裁判事

西 森 みゆき

4. 1付け大阪家地堺支判
事・堺簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

津地家判事・津簡裁判事

瀬 戸 さやか

4. 1付け横浜地判事・横浜
簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

岐阜地家判事・岐阜簡裁判事・郡上
簡裁判事

杉 村 鎮 右

4. 1付け名古屋地家一宮支
判事・一宮簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

岐阜地家大垣支判事・大垣簡裁判事

細 野 なおみ

4. 1付け岐阜地家大垣支判
事（支部長）・大垣簡裁
判事（司掌者）
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

岐阜地家多治見支判事（支部長）・
多治見簡裁判事（司掌者）

鈴 木 雄 輔

兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

福井地家判事（部総括）・福井簡裁
判事

入 子 光 臣

4. 1付け大阪高判事・大阪
簡裁判事
兼簡裁判事同時任期終了
判事兼簡裁判事に任命

福井地家判事（部総括）・福井簡裁判事	林 潤	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
広島高松江支判事・松江簡裁判事	内 田 貴 文	4.1付け千葉家地判事・千葉簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
広島地家判事・広島簡裁判事	梅 本 幸 作	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
山口地家下関支判事・下関簡裁判事	西 森 英 司	4.1付け大阪高判事・大阪簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
山口地家周南支判事・周南簡裁判事	石 山 仁 朗	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
福岡高判事・福岡簡裁判事	篠 原 淳 一	4.1付け横浜地判事・横浜簡裁判事 兼簡裁判事同時退官判事兼簡裁判事に任命
長崎地家判事・長崎簡裁判事	田 中 俊 行	4.1付け大阪高判事・大阪簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
長崎地家判事（部総括）・長崎簡裁判事	宮 本 聡	4.1付け横浜地判事・横浜簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
大分地家判事（部総括）・大分簡裁判事	今 泉 裕 登	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
那覇地家判事（部総括）・那覇簡裁判事	森 鍵 一	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
仙台高秋田支判事・秋田簡裁判事	有 富 正 剛	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
仙台地家判事・仙台簡裁判事	宮 崎 謙	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命

福島地家郡山支判事・郡山簡裁判事	井下田 英 樹	4.1付け福島地家郡山支判事（支部長）・郡山簡裁判事（司掌者） 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
福島地家郡山支判事（支部長）・郡山簡裁判事（司掌者）	上 拂 大 作	4.1付け東京地判事・東京簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
山形地家鶴岡支判事（支部長）・鶴岡簡裁判事（司掌者）	阿 部 雅 彦	4.1付け東京地判事・東京簡裁判事 兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
青森地家八戸支判事（支部長）・八戸簡裁判事（司掌者）	橋 本 修	兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
札幌地家判事（部総括）・札幌簡裁判事	國 分 隆 文	兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
函館地家判事（部総括）・函館簡裁判事	浅 岡 千香子	兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
高松高判事・高松簡裁判事	井 川 真 志	4.1付け福岡地家小倉支判事（部総括）・小倉簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
高松地家判事・高松簡裁判事	横 路 朋 生	4.1付け大阪地家堺支判事・堺簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
高知地家判事（部総括）・高知簡裁判事	石 丸 将 利	4.1付け大阪高判事・大阪簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
松山地家判事（部総括）・松山簡裁判事	日 野 浩一郎	4.1付け東京高判事・東京簡裁判事 兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命

再 任 名 簿 (4)

1 平成29年3月31日限り判事の任期が終了し、4月1日付けで判事又は判事兼簡裁判事に任命される者

現 官 職	氏 名	
大阪高判事（部総括）	山 田 知 司 （31期）	判事に任命
大阪高判事（部総括）	田 中 敦 （33期）	判事に任命
広島高松江支判事（支部長）	梅 村 明 剛 （36期）	判事に任命
静岡地家沼津支判事（支部長）・沼津簡裁判事（司掌者）	比 佐 和 枝 （37期）	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
東京地家立川支判事（部総括）・立川簡裁判事	松 谷 佳 樹 （38期）	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
千葉地判事（部総括）・千葉簡裁判事	吉 村 典 晃 （38期）	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
さいたま地家判事（部総括）・さいたま簡裁判事	針 塚 遵 （41期）	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
名古屋地判事（部総括）・名古屋簡裁判事	寺 本 昌 広 （41期）	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
神戸地家尼崎支判事・尼崎簡裁判事	小 倉 真 樹 （42期）	4.1付け大阪高判事・大阪簡裁判事 兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命
水戸地家下妻支判事（支部長）・下妻簡裁判事（司掌者）	伊 藤 一 夫 （43期）	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事（司研教官）	島 戸 純 （48期）	4.1付け札幌地判事（部総括）・札幌簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事（司研教官）	関 根 澄 子 （48期）	4.1付け知財高判事・東京簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命
東京高判事・東京簡裁判事	西 村 英 樹 （48期）	兼簡裁判事同時任期終了判事兼簡裁判事に任命

名古屋地判事・名古屋簡裁判事	金 谷 和 彦 (48期)	4.1付け名古屋家地豊橋支判事・豊橋簡裁判事 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
----------------	---------------	---

福岡高判事(福岡高事務局長)・福岡簡裁判事	安 永 健 次 (48期)	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
-----------------------	---------------	---------------------------

札幌高判事(札幌高事務局長)・札幌簡裁判事	坂 田 威一郎 (48期)	兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
-----------------------	---------------	---------------------------

高松高判事・高松簡裁判事	原 司 (48期)	4.1付け神戸地家伊丹支判事(支部長)・伊丹簡裁判事(司掌者) 兼簡裁判事同時任期終了 判事兼簡裁判事に任命
--------------	-----------	--

2 平成29年4月11日限り判事の任期が終了し、4月12日付けで判事兼簡裁判事に任命される者

現 官 職	氏 名	
大阪高判事・大阪簡裁判事	植 田 智 彦 (47期)	兼簡裁判事同時退官 判事兼簡裁判事に任命

3 平成29年3月31日限り兼簡裁判事の任期が終了し、4月1日付けで兼簡裁判事に任命される者

現 官 職	氏 名	
札幌家判事(部総括)・札幌簡裁判事	國 分 隆 文 (49期)	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命

東京高判事・東京簡裁判事	森 健 二 (50期)	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
--------------	-------------	-----------------------

仙台高判事・仙台簡裁判事	坂 本 浩 志 (50期)	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
--------------	---------------	-----------------------

鳥取地家判事(部総括)・鳥取簡裁判事	藤 澤 裕 介 (51期)	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
--------------------	---------------	-----------------------

宮崎地家判事(部総括)・宮崎簡裁判事	五十嵐 章 裕 (51期)	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
--------------------	---------------	-----------------------

東京地判事・東京簡裁判事(最高裁総務局第二課長)	富 澤 賢一郎 (52期)	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
--------------------------	---------------	-----------------------

東京地判事・東京簡裁判事（最高裁調査官）	石 田 寿 一 （５２期）	4.1付け東京地判事・東京簡裁判事 兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事（司研教官）	戸 荻 左 近 （５２期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
さいたま家地越谷支判事・越谷簡裁判事	鈴 木 祐 治 （５２期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
宇都宮家地判事・宇都宮簡裁判事	樋 口 正 樹 （５２期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
京都地判事・京都簡裁判事	福 渡 裕 貴 （５２期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
金沢地家判事・金沢簡裁判事	大 嶺 崇 （５２期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
那覇地家沖縄支判事（支部長）・沖縄簡裁判事（司掌者）	藤 倉 徹 也 （５２期）	4.1付け東京地判事・東京簡裁判事 兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
知財高判事・東京簡裁判事	古 庄 研 （５３期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事	工 藤 哲 郎 （５３期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
宇都宮地家真岡支判事・真岡簡裁判事	田 中 正 哉 （５３期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
大阪地家堺支判事・堺簡裁判事	田 辺 暁 志 （５３期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
大阪地判事・大阪簡裁判事	世 森 亮 次 （５４期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事	本 村 洋 平 （５５期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命
東京地判事・東京簡裁判事	安 江 一 平 （５５期）	兼簡裁判事任期終了 兼簡裁判事に任命

さいたま地家判事・さいたま簡裁判事

遠 藤 貴 子 (55期) 兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

大阪地判事・大阪簡裁判事

中 武 由 紀 (55期) 兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

神戸地家伊丹支判事・伊丹簡裁判事

鈴 木 敦 士 (55期) 兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

津地家松阪支判事・松阪簡裁判事

宮 崎 雅 子 (55期) 兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

福井地家武生支判事・武生簡裁判事

及 川 勝 広 (55期) 兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

福岡地家判事・福岡簡裁判事

石 川 貴 司 (55期) 兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

長崎家地判事・長崎簡裁判事

安 西 儀 晃 (55期) 兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

鹿児島地家名瀬支判事(支部長)・
名瀬簡裁判事(司掌者)

石 井 義 規 (55期) 4.1付け東京地判事・東京
簡裁判事
兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

鹿児島家地判事・鹿児島簡裁判事

宮 寄 秀 典 (55期) 兼簡裁判事任期終了
兼簡裁判事に任命

任 期 終 了 名 簿

平成29年4月9日限り判事の任期が終了する者

現 官 職	氏 名
大阪地判事・大阪簡裁判事	植 野 聡 (39期) 兼簡裁判事同時任期終了
水戸地家龍ヶ崎支判事(支部長)・ 龍ヶ崎簡裁判事(司掌者)	常 盤 紀 之 (49期) 兼簡裁判事同時任期終了
大阪高判事・大阪簡裁判事	佐 藤 建 (49期) 兼簡裁判事同時任期終了
大阪高判事・大阪簡裁判事	新 阜 真由美 (49期) 兼簡裁判事同時任期終了

(平成29.3.1総一印)

司法研修所規程の一部を改正する規程の制定について

(配布資料目録)

- 1 司法研修所規程の一部を改正する規程
- 2 理由
- 3 司法研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

最高裁判所規程第 号

司法研修所規程の一部を改正する規程

司法研修所規程（昭和二十二年最高裁判所規程第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 司法研修所に、参与を置くことができる。

2 参与は、第一部の研修に関し、求められた事項について、意見を述べる。

3 参与は、優れた識見を有する者のうちから、司法研修所長が委嘱する。

4 参与の任期は、二年とし、再び委嘱されることができる。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

（平成二九・三・一総一印）

理 由

司法研修所における第一部の研修に関し、外部有識者の意見を取り入れるため、参与を置く必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

司法研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

司法研修所規程（昭和二十二年最高裁判所規程第六号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
第六条の二 司法研修所に、参与を置くことができる。 2 参与は、第一部の研修に関し、求められた事項について、意見を述べる。 3 参与は、優れた識見を有する者のうちから、司法研修所長が委嘱する。 4 参与の任期は、二年とし、再び委嘱されること	（新設）

がである。

—

(平成29.3.1総一印)

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程の制定について

(配布資料目録)

- 1 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程
- 2 理由
- 3 最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

最高裁判所規程第 号

(平成二九・三・一総一印)

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程

最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三 情報政策課に情報セキュリティ室を置く。

2 情報セキュリティ室においては、前条第一号に定める事務のうち情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項をつかさどる。

3 情報セキュリティ室に室長を置く。

第二十七条第五号中「専門委員」の下に「(第三十四条第七号に規定する専門委員を除く。)」を加える。
第三十三条中「、第二課及び第三課」を「及び第二課」に改める。

第三十四条各号を次のように改める。

一 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項

- 二 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件の報告等に関する事項
- 三 知的財産権に関する法規に関する事項
- 四 知的財産権に関する訴訟の手続の規則の制定に関する事項
- 五 知的財産権に関する事件に関する事項
- 六 知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事項
- 七 知的財産権に関する事件に關与する専門委員に関する事項
- 八 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の補助に関する事項
- 九 行政局の他の課に属しない事項

第三十五条各号を次のように改める。

- 一 行政、国家賠償及び労働に関する法規に関する事項
- 二 行政事件訴訟及び労働審判の手続の法規に関する事項
- 三 行政事件訴訟、労働に関する訴訟及び労働審判の手続の規則の制定に関する事項
- 四 行政、国家賠償及び労働に関する事件に関する事項

五 行政裁判及び労働関係裁判の資料等の刊行に関する事項

六 労働審判員に関する事項

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

理 由

最高裁判所事務総局の事務の適正かつ円滑な運営を図るため、その事務分掌を改める必要がある。これがこの規程を制定する理由である。

最高裁判所事務総局分課規程の一部を改正する規程新旧対照条文

最高裁判所事務総局分課規程（昭和二十二年最高裁判所規程第五号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
第三条の三 情報政策課に情報セキュリティ室を置く。 2 情報セキュリティ室においては、前条第一号に定める事務のうち情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項をつかさどる。 3 情報セキュリティ室に室長を置く。	（新設）

第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一、四 (略)

五 専門委員(第三十四条第七号に規定する専門委員を除く。)、司法委員、鑑定委員及び民事調停委員に関する事項

第三十三条 行政局に第一課及び第二課を置く。

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項

二 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する

第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一、四 (同上)

五 専門委員、司法委員、鑑定委員及び民事調停委員に関する事項

第三十三条 行政局に第一課、第二課及び第三課を置く。

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 行政、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項

二 行政、労働及び知的財産権に関する事件に関

る事件の報告等に関する事項

三 知的財産権に関する法規に関する事項

四 知的財産権に関する訴訟の手続の規則の制定
に関する事項

五 知的財産権に関する事件に関する事項

六 知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事
項

七 知的財産権に関する事件に關与する専門委員
に関する事項

八 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の
補助に関する事項

九 行政局の他の課に属しない事項

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務を

する事項

三 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の
補助に関する事項

四 行政局の他の課に属しない事項

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務を

つかさどる。

一 行政、国家賠償及び労働に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟及び労働審判の手続の法規に関する事項

三 行政事件訴訟、労働に関する訴訟及び労働審判の手続の規則の制定に関する事項

四 行政、国家賠償及び労働に関する事件に関する事項

五 行政裁判及び労働関係裁判の資料等の刊行に関する事項

六 労働審判員に関する事項

第三十六条 削除

つかさどる。

一 行政に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟の手続の規則の制定に関する事項

三 行政裁判資料等の刊行に関する事項

第三十六条 行政局第三課においては、次の事務を

つかさどる。

一 労働及び知的財産権に関する法規に関する事項

二 労働及び知的財産権に関する訴訟の手續の規則の制定に関する事項

三 労働関係民事裁判資料、労働関係行政裁判資料、知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事項

裁判官の配置

(下線部分 変更箇所)

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	大	谷	直	人
裁判官	小	池		裕
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚

第二小法廷

裁判官	寺	田	逸	郎
裁判官	小	貫	芳	信
裁判官	鬼	丸	か	おる
裁判官	山	本	庸	幸
裁判官	菅	野	博	之

第三小法廷

裁判官	岡	部	喜代子
裁判官	大	橋	正春
裁判官	木	内	道祥
裁判官	山	崎	敏充
裁判官	戸	倉	三郎